

復興庁設置法案要綱

第一 設置

内閣に、復興庁を置くこと。

(第二条関係)

第二 任務

一 復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を助けることを任務とすること。

(第三条第一項関係)

二 一に定めるもののほか、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とすること。

(第三条第二項関係)

三 復興庁は、一の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けること。

(第三条第三項関係)

第三 所掌事務

一 復興庁は、第二の一の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどること。

(第四条第一項関係)

1 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。

3 1及び2に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二 一に定めるもののほか、復興庁は、第二の二の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。

(第四条第二項関係)

1 東日本大震災からの復興に関する事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

2 東日本大震災からの復興に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。

3 東日本大震災復興特別区域法第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四

十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

4 1から3までに掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

5 1から4までに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた事務

第四 組織の構成

一 復興庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、東日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾力的に対応できるもの

としなければならないこと。

(第五条第一項関係)

二 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府及び国家行政組織法第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならないこと。

(第五条第二項関係)

第五 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職

一 復興庁の長

1 復興庁の長は、内閣総理大臣とすること。

(第六条第一項関係)

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第三の二の事務を分担管理すること。

(第六条第二項関係)

3 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督することその他内閣総理大臣の権限について所要の規定を整備すること。

(第七条関係)

二 復興大臣

1 復興庁に、復興大臣を置くこと。

(第八条第一項関係)

2 復興大臣は、國務大臣をもつて充てること。
(第八条第二項関係)

3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員 of 服務について統督すること。

(第八条第三項関係)

4 復興大臣の關係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勸告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備すること。
(第八条第四項から第七項まで関係)

三 副大臣、大臣政務官及び事務次官

復興庁に、副大臣一人、大臣政務官三人及び事務次官一人を置くこと、各大臣政務官は、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐すること、その他副大臣、大臣政務官及び事務次官の職務等について所要の規定を整備すること。

(第九条から第十一条まで関係)

第六 復興庁に置かれる職

復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置くことその他復興庁に置かれる職について所要の規定を整備すること。
(第十二条関係)

第七 復興推進会議等

一 復興推進会議

- 1 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置くこと。
（第十三条第一項関係）
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどること。
（第十三条第二項関係）
 - イ 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
 - ロ 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 3 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織すること。
（第十四条第一項関係）
- 4 議長は、内閣総理大臣をもって充てること。
（第十四条第二項関係）
- 5 副議長は、復興大臣をもって充てること。
（第十四条第三項関係）
- 6 議員は、次に掲げる者をもって充てること。
（第十四条第四項関係）
 - イ 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
 - ロ 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 その他会議について所要の規定を整備すること。
(第十四条第五項から第八項まで関係)

二 復興推進委員会

1 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。
(第十五条第一項関係)

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。
(第十五条第二項関係)

イ 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。

ロ 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。

3 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織すること。
(第十六条第一項関係)

4 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
(第十六条第二項関係)

5 その他委員会について所要の規定を整備すること。

(第十五条第三項及び第四項並びに第十六条第三項関係)

第八 復興局

一 復興庁に、地方機関として、復興局を置くこと。

(第十七条第一項関係)

二 復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第三の一の2及び3並びに第三の二の2から5までに掲げる事務の全部又は一部を分掌すること。

(第十七条第二項関係)

三 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとすること。

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手復興局	盛岡市	岩手県
宮城復興局	仙台市	宮城県
福島復興局	福島市	福島県

(第十七条第三項関係)

四 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定めること。

(第十七条第四項関係)

第九 政令への委任

第四から第八までに定めるもののほか、復興庁の組織に関し必要な事項は、政令で定めること。

第十 雑則

一 職員及び組織上の名称について所要の規定を整備すること。
(第十九条関係)

二 組織の新設、改正及び廃止の状況に関する国会への報告その他について所要の規定を整備すること。
(第二十条関係)

三 復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする
こと。
(第二十一条関係)

第十一 附則

一 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること、
その他施行について所要の規定を整備すること。
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴い必要となる他の法律の適用の特例について定めること。
(附則第二条関係)

三 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めること、関係法律を改正することその他所要の規定を整
備すること。
(附則第三条から附則第十三条まで関係)